

## 「フリーランス取引適正化室」の設置について

令和6年4月1日  
公正取引委員会

「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（令和5年法律第25号）が、令和5年4月に成立し、同年5月に公布されました。

公正取引委員会は、同法の施行（注）に向けた準備を進めているところ、本日、「フリーランス取引適正化室」を設置しました。

「フリーランス取引適正化室」では、同法に関する普及啓発活動、フリーランス及び発注事業者からの相談への対応、同法施行後は同法違反行為が疑われる事業者に対する調査・措置など、同法に関する幅広い業務を担当します。

公正取引委員会としては、同法に違反する行為の未然防止や同法の迅速かつ適切な執行を行うべく、引き続き、同法の施行に向けた準備を進めてまいります。

（注）同法は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日に施行されることとされています。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局経済取引局取引部取引企画課 フリーランス取引適正化室 電話 03-3581-5479（直通）
ホームページ	<a href="https://www.jftc.go.jp/">https://www.jftc.go.jp/</a>